

被災された方のための 生活支援情報

第 50 号
平成 26 年 10 月 29 日
仙台市復興事業局生活再建推進室

TEL 214・8559 FAX 214・5130
〒980-8671 仙台市青葉区国分町 3-7-1

復興公営住宅一般抽選の入居募集が始まります

仙台市の復興公営住宅について、11月10日(月)から11月28日(金)まで一般抽選の入居募集を行います。

空室が生じない限り、募集は今回が最終の予定です。詳細については、同封の「復興公営住宅の一般抽選(個別申し込み・グループ申し込み)の入居募集を開始します」をご覧ください。

問い合わせ 復興公営住宅室 ☎214・8333

被災宅地復旧工事助成金制度の申請を受け付けています

市では、震災後に実施した被災宅地危険度判定において「危険」もしくは「要注意」と判定を受けたもの、または市が同等の被害状況にあると確認した被災宅地等(主に擁壁)を所有者の方などが復旧する際、被災宅地復旧工事助成金制度によって支援しています。

助成金の申請受付期限は、平成27年3月31日です。被災宅地の復旧がお済みではなく、制度の活用をご検討されている場合はお早目にご相談ください。

相談窓口【予約制】

◆受付時間=9:00~16:00(土・日曜日、祝休日を除く)

◆受付会場=市役所本庁舎4階

◆制度の詳細についてはお問い合わせください

申し込み・問い合わせ 宅地保全調整課 ☎214・8455

応急仮設住宅の退去手続きをお忘れなく！

応急仮設住宅を退去される場合は、退去に関する届け出が必要となります。退去が決まりましたら速やかに手続きをお願いします。

【借上げ民間賃貸住宅】

「解約申出書」の提出が必要です。解約(退去)日

は貸主や仲介業者等と調整してください。詳しくは仮設住宅室(☎214・5080)へお問い合わせください。

【プレハブ仮設住宅・借上げ公営住宅等】

「応急仮設住宅返還届」の提出と鍵の返却が必要です。退去日が決まりましたら、仙台市建設公社(☎265・0310)へご連絡ください。

問い合わせ 仮設住宅室 ☎214・5080

郵便物の転送手続きをお願いします

応急仮設住宅からの退去など、お引っ越しの際には、郵便局で郵便物の転送手続きをお願いします。

転送期間は1年となっており、再度手続きを行うとさらに1年間延長できます。

問い合わせ 生活再建推進室 ☎214・8559

生活困りごとと、こころの健康相談

さまざまな生活の困りごとと司法書士が、心の健康について精神保健福祉のスタッフが相談に応じます(予約制)。

◆日時=11月11日(火)13:00~16:00

◆会場=宮城県司法書士会館(青葉区春日町8-1)

申し込み 電話で宮城県司法書士会館 ☎263・6755 (9:00~17:00)

問い合わせ 精神保健福祉総合センター ☎265・2191

東日本大震災復興支援「セルビアの民族舞踊と音楽」ブランコ・ツヴェトコビッチ民族舞踊団仙台公演

被災された方150人を先着でご招待します。

◆日時=11月27日(木)13:30~15:30(13:00開場)

◆会場=日立システムズホール仙台

申し込み・問い合わせ 11月6日10:00から電話で日立システムズホール仙台 ☎276・2110(申し込み1件につき4人まで受け付けます)

市役所・区役所などの電話番号

仙台市役所 ☎261・1111(代)
青葉区役所 ☎225・7211(代)
宮城野区役所 ☎291・2111(代)
若林区役所 ☎282・1111(代)

太白区役所 ☎247・1111(代)
泉区役所 ☎372・3111(代)
宮城総合支所 ☎392・2111(代)
秋保総合支所 ☎399・2111(代)

仙台市ホームページ

<http://www.city.sendai.jp/>

仙台市携帯電話用ホームページ

<http://www.city.sendai.jp/m/>